平成２７年（フ）第１０７号
大阪府茨木市春日２丁目２番18号　前羽ビル503号
債務者　中ひろみこと　中　　末子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１３号
大阪市鶴見区今津南１丁目５番44―201号
債務者　宮本　**敞**吾
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２８号
大阪府東大阪市長堂３丁目21番12号　307号
債務者　里井松太郎
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７号
大阪市西成区玉出西２丁目10番48号
債務者　西岡　寿江（旧姓谷本）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４８号
大阪府大東市氷野１丁目７番16号
債務者　武田美也子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３０号
大阪府豊中市長興寺北３丁目12番23―401号
債務者　倉重プランニングこと　倉重　賢隆
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２１号
大阪府東大阪市岩田町５丁目16番25号　フローレンス岩田302号
債務者　乾　　弘明
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２２号
大阪府東大阪市岩田町５丁目16番25号　フローレンス岩田302号
債務者　乾　亜希子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９４号
大阪府門真市北岸和田１丁目３番４―504号
債務者　**徳**田　恵美
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２８号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―705号、前住所大阪府東大阪市新上小阪17番３号
債務者　田代　一樹
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５８５号
大阪府箕面市小野原東５丁目８番18号　301号、前住所大阪府箕面市小野原東２丁目７番13号
債務者　田中　　彬
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１号
和歌山県新宮市熊野川町椋井208番地
債務者　川瀬　泰生
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第１号
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸下山郷898番地１、旧住所長崎県南島原市南有馬町丙401番地
債務者　本多　拓哉
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
熊本県玉名郡南関町大字関下150番地１
債務者　福山　道敬
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第７５０号
仙台市青葉区作並字戸崎20番地の３
債務者　東海林文晃
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４１号
仙台市太白区東中田２丁目39番41号　キャロットＢ101
債務者　佐伯　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５１号
仙台市太白区郡山３丁目15―16　シャトル郡山105号、住民票上の住所宮城県亘理郡山元町浅生原字下宮前76番地215
債務者　吉田　逸人
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

第明治三十五種郵便物認可